

公立学校共済組合静岡支部運営審議会議事録

- 1 日 時 令和2年2月18日（火） 午前9時55分から10時55分
- 2 場 所 静岡県教育会館4階A会議室
- 3 出席者 鈴木一吉（会長）、赤堀健之、内山靖行、志村剛和、杉浦耕土、鈴木伸昭、羽田明夫、深田祐文、古田由香理、宮崎文秀（代理 戸塚康史）の各委員
- 4 報告事項 (1) 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更に
ついて
(2) 厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る育児休業手当金及び介護
休業手当金の追加給付について
(3) 新たな任用制度について
(4) 個人番号の収集及び取得方法について
(5) 教職員体育大会事業について
- 5 議 題 【第1号議案】令和元年度 変更事業計画及び予算
【第2号議案】令和2年度 事業計画及び予算
- 6 議 事 (1) 議案については、原案どおり承認された。
(2) 質疑及び意見（要旨）は別添のとおり。

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
鈴木委員	【報告事項】 （教職員体育大会事業について） 教職員体育大会事業の実施形態等の変更について、地区や所属所及び個人等にどのように周知するのか伺いたい。	都 築	運営審議会です承が得られたところで、年度内を目途に地区単位の世話人あてに実施形態等を変更する旨の通知を行う。 世話人にあつては、当該通知により2年度の開催形態等を協議いただきたいと考えている。 これまでは全地区の世話人を収集し、事業説明を行ってきたところであるが、2年度にあつては地区での開催希望がある世話人を収集し、打合せ会を実施する予定である。 個人向けメニューについては、各所属所長あてに通知を行い周知すると共に、広報誌も有効活用したいと考えている。
杉浦委員	（新たな任用制度について） 学校現場（静岡市内の小中学校）において、当該制度不明の中、通知が発出されたことから混乱が生じたので報告する。	都 築	当支部において、静岡市内の小中学校から問合せや御意見は受けていないところであるが、今後においても丁寧な説明を心掛けていきたい。
鈴木委員	【第2号議案】 （保健事業明細関連） （支部の保健事業と県のがん検診の関係について） 県立学校におけるがん検診に係る費用は設置者である県が負担していると思われるが、静岡支部の保健事業とは直接の関わりがないと考えてよいか伺いたい。	参 事	人間ドックの健診項目に、がん検診にあたる便潜血や胃の検診（レントゲン）などが含まれており、結果としてがん検診が含まれていることになるが、別に費用立てはしていないところである。
鈴木委員	指定年齢健診について、県立学校は県内場所を問わず受診できる状況にあるが、小中学校にあつては設置者が市町であるため、財政状況により伊豆の一部で未実施となっているところがあると伺っている。 このようなことから、県内場所を問わず平等に事業を実施してもらいたいと思うところであるが、がん検診についても	都 築	共済組合との関わりの観点から申し上げますと、共済組合の人間ドックは設置者負担金を求めている、これは生活習慣病健診に該当する部分である。なお、それ以外の人間ドックに係る費用は共済組合が負担している。 人間ドックを実施していればがん検診を実施しているということに関しては、健診項目にがん検診の内容が含まれてい

委 員	質 疑 又 は 意 見	事務局	回 答
	同様であり、小中学校は市町の財政負担で実施することになると、伊豆の一部で未実施となることが懸念される。 また、法定健診ではないため市町により格差が生じることが心配される。 それについて、定期健康診断の健診項目の中にがん検診の項目が含まれているのであれば、がん検診は実施されており県内場所を問わず均等に受診できていると理解してよいか伺いたい。そうでなければ課題意識として認識を持ってほしい。		ば共済組合が負担して実施できているということになる。 しかしながら、共済組合が実施する人間ドックを申し込まれずに設置者の実施するがん検診を申し込まれた場合については、設置者負担となるため懸念されている事態が生じる可能性があるということになる。 共済組合と県で直接関わりはないが間接的に関わりがあることをご理解いただきたい。
戸塚代理	【その他】 （共同学校事務室について） 働き方改革が推進されていることもあり、事務職員の事務処理の軽減及び効率化や合理化を図ることを目的として当該事務室が設置されたところであるが、共済組合の事務についても関係があり合理化を図っていきたいと思っているところである。 しかしながら、共済組合本部の決め事と足並みが揃わず苦慮している状況であることから、今後、合理化を図るための見直し等について御理解・御協力をいただければありがたい。	参 事	がん検診等が保健事業として別に費用計上が必要であれば来年度以降対応していきたい。
深田委員	（マイナンバー及びマイナンバーカードについて） マイナンバーについて、共済組合がどのように関わっているのか伺いたい。また、マイナンバーカードの取得を促進するための要請があったのか伺いたい。	参 事	この件に関しては、共済組合本部に問合せを行うなど様々な面から可能性を探ったところであるが、結果としてよい返事をいただけていない。他県では、事務処理に電子申請を取り入れたところもあるようであるが、これはいわゆる電子情報処理組織（県や市町等）が管理している仕組みを用いて、個人がパソコンからIDやパスワードを入力の上申請を行うというものである。この方式による申請が共済組合でも行える状況になれば合理化が図れると思われる。 実現する第一歩としては、その組織を作らなければならないという壁があるが、現状、教育総務課の集中化推進班より電子処理申請について話があったところであり動き始めたところである。少しずつではあるが実現に向け、前向きに検討していることを御理解いただきたいと思います。 マイナンバーの一番の活用方法は、様々な手続きを行う際の公的な書類（住民票や戸籍謄本など）を省略することが目的である。つまり、役場に書類を取りに行かなくても申請が可能になるということである。

委員	質疑又は意見	事務局	回答
			その他、年金関係では源泉徴収の際に利用させていただくことになる。 マイナンバーは報告事項で報告したとおり、これまでは所属所から情報を収集していたところであるが、今後は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）により取得が可能となった。 マイナンバーの取得は被扶養者も含めた全員が対象であるが、マイナンバーカードは任意のため共済組合で強制することはない。 しかしながら、将来的にマイナンバーカードが保険証の代わりになることも想定されているため、取得をお願いしている状況である。 国からは、マイナンバーカードを使用することにより様々なサービスが受けられることについて広報を行うとともに、取得促進について協力依頼を受けている状況である。